

第十回 参議院文部委員会會議録第五号

昭和二十六年二月六日(火曜日)午前十一時一分開会

本日の會議に付した事件

○社会教育法の一部を改正する法律案

(内閣提出)

○教育公務員特例法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(堀江謙三) それでは本日はこれより前日に引続き文部委員会を開会いたします。

上程になつております社会教育法の一部を改正する法律案の質疑を流いたします。

○若木勝蔵君 前の委員会において私が質問した事項についてまだ政府の当局の御答弁が明確でなかつたので、重ねて私はその点を質問したいと思つております。

それは第九條の三の項になるのであります。先日も質問申し上げたようにこの第九條の三の法文は第十一條の法文と矛盾を來たす、どう考へても私はそういうふうに通うのであります。

その点について重ねて質問したいと思つております。先般の御答弁ではどうも私にまだ納得いかないところがある。私としてはこういうふうに通うのである。十一條の場合、これは社会教育主事の立場としては当然これは教育委員会の構成人員でありますからして、社会教育の關係団体の求めに依つてこの専門的な自主的な助言を指導を與えなければならぬ、こう考へるのであります。ところが九條では、

求めに依じようが依じまいがそういうことは何ら明瞭にしておられない。直ちに指導、助言を與えることができるようにできておる。ことに法文上の矛盾がある。社会教育主事というものは教育委員会と別個のものではない。この間の御答弁では教育委員会は消極的な立場であつて、求めに依つてその指導助言を與えるということにも考へられが、併し社会教育主事はそれと別個に積極的に行けるのだというふうな御答弁があつたように思ふのであります。この点が私は了解がいかないものであります。どこまでも社会教育主事というふうなものは、教育委員会に包含される構成人員であるから同一の立場でなければならぬ。それを分離して別個のものであるというふうに通うことはこれはおかしい。そう考へるのではありません。この点について九條と十一條の關係をはつきり御答弁願いたい、こう思ふのであります。

○政府委員(西崎憲君) 只今若木委員の御質問に對しまして先般私がお答え申し上げましたことが言葉が足りませんでした。非常にも不十分な点がございましたが、本日御質問に對しましては御答へ申し上げます。只今の御質問は御尤もでございます。私どももその通りに考へておるのであります。即ち社会教育法の第十一條と今般の改正案の第九條の三は相補うて一つの意味をなすのであつて、即ち第十一條の規定は教育委員会が社会教育關係団体に對して助言する場合の發動の方法、形態で

ありまして、第九條の三はその場合の内容のことでございます。教育委員会が助言するというのは、これは建前でありまして、實際には専門職員でありますところの社会教育主事がやるわけでありまして、その場合に内容の個々については社会教育主事に任されるわけでありまして、例えば団体が助言、指導を受ける場合には教育委員会に助言指導を求めて、初めて教育委員会が社会教育主事に助言指導をさせると、こういうことになるわけでございます。従ひまして只今若木委員の本兩條に對する御意見には我々も同様な解釈をいたしておるのであります。

○若木勝蔵君 今の御答弁では私は大体はつきりしたのであります。併し、そういたしますと、今の御答弁が、さういふと、當然これは第九條の第三の運用というふうなものは、いわゆる求めに依じない場合でも積極的になす、出て行つて指導と助言を與えるというふうなことがないということになると思ふのであります。それでどうございませうか。

○政府委員(西崎憲君) 御意見の通りでございます。社会教育主事は、この十一條の規定にございますように、指導助言を団体から求められた場合でなければ、団体に指導助言をする権限はございません。その他公民館、図書館等につきましても、その法令でそれぞれ指導助言を求めるといふことになつておりますので、そういう法令に書いてあります点につきましては、指導

助言のない以上は、積極的に行らないわけでありまして、それでは法令に書いてないものは積極的に行つてもいいかといふことになりまして、まあ社会教育主事といたしましては指導助言を求める場合に發動するといふことが、これは原則的に、又實際上さうになるわけでありまして、特に団体でありますとか、或いは公民館、図書館等が指導助言を求めた場合に發動するといふのは、その団体なり或いは図書館なり公民館の自主性を非常に重んずる意味で特に明記しただけでありまして、お説の通り指導助言を求める場合に發動するのだ、かように解釈して差支ないと思ふのであります。

○矢嶋三義君 先般の委員会で御質問申し上げました点で、もう少し明確にしたい点につきまして更にお尋ねいたします。

私の質問の趣旨は学校教育を指導する指導主事と、社会教育を指導する社会教育主事に並びに主事補の、おおよね同一に扱ふ、兩車を合せるという立場からお尋ねするのであります。第一点は先般社会教育主事の定員は各県で定めるというように答へがあつたと思ふのであります。ここにつけられてこの資料を見ますと、県によつて現在随分と差等がありまして、社会教育の振興してゐる県は選挙のときにも投票率がよく、供米にしても成績がよろしい、青少年の犯罪あたりも非常に少い。こういうふうにより具体的にばつきりと現れてゐるわけでありまして、

て、やはり社会教育を振興するにおいては、今一番欠けている指導者の確保といふことが大きな問題である。そういう線に沿つてこの改正案が出されてゐるわけでありまして、この定員を完全に府県に委せるのか、それと関連して現在の学校教育に携わつてゐる指導主事の定員といふのは、大體文部省で標準を示して梓を與へてゐるよう思ふのであります。併し、それはどういふ梓を與へられてゐるのか。その関連性をもう一遍お伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(西崎憲君) 只今の矢嶋委員の御質問でございます。社会教育主事の現在の定員並びに現員につきましても、先般御説明申し上げましたように、社会教育主事乃至は文部主事或いは嘱託と、いろいろ名称の下に各府県がやつております關係上、的確にこの調査でつかむことができなかったもので、非常に不揃ひになつたわけでありまして、併し大体においてこの傾向は、多少の差があるといふことは否みがないこととあります。特に只今御指摘になりましたように、その人数の多い所が非常に社会教育的な実績を挙げているといふお褒めのお言葉を頂戴したのであります。私どももできるならば地方の財政の許す限りにおきまして、相当数の社会教育主事乃至は主事補が置かれまして活躍することを希望するわけでありまして、併しこの定数につきましては、勿論我々がこれを強行するわけに参りません。で、地方自治

戸と十分連絡いたしまして、或る一定数の定数の確保に、今後とも努力をいたしたいとかように考えております。

○矢嶋三義君 さつきお尋ねしました学校教育に携わる指導主事の定員のほうはどうなっておりますか。

○政府委員(相良一君) 昭和二十三年に教育委員会法が施行されました当時、国のほうで各府県六名ずつの指導主事の人員費を、当時は只今のような平衡交付金制度がございまして、配付税という制度がございまして、配付税の中に織込みまして中央で財源措置をいたしました。現在ではそれが引続き地方平衡交付金の中に入っておりますのでございまして、指導主事につきましては当時はそういう手当をしたわけでありまして、各府県六名ずつ全部中央のほうで人員費を見たということになつております。

○矢嶋三義君 それとこの社会教育主事との関連性をどうするかという点を一つお尋ねしたい。

○政府委員(西崎憲君) 只今総務課長から御説明申し上げましたようにその当時六名ということがありまして、それから平衡交付金制度ができましたわけでありまして、平衡交付金制度の中に或る程度の社会教育主事の枠を作つて貰うということが必要となつて参りますので、その点地方自治庁と今連絡交渉中でありましてそれによつて定数を確保したいと思つております。私たちの今申し自治庁にいろいろ主張しておりますのは、大体の理想は学校関係の指導主事と同数ということまで行きたい、この表で御覧いただきますように大体平均四、五名というふうになつておりますので、同数を目標にいたしまして、考えかたによりましては学校より一般の大家を相手でありまして、勿論学校の指導主事の数を要求するべきであるかも知れませんが、いろいろ財政の関係上目標を同数程度に置きまして努力いたしたいと思つております。

○矢嶋三義君 その点了解いたしました。次に御尋ねいたしたい点は、この年度の改正案で社会教育主事のその身分取扱を、教育公務員特例法で教育公務員として取扱う。これもよくわかるのですが、社会教育主事を教育公務員の身分取扱かたをされない理由はどこにあるのですか。

○政府委員(西崎憲君) 教育の専門職員といたしまして、学校教育のほうでは指導主事というものがその取扱を受けることになりまして、先般も御説明申し上げましたようにその待遇は一級及び二級の待遇になつております。社会教育主事と名のつく者或いはその仕事をやつておる者は一級、二級、三級に亘りまして、若しも三級の者までもこの指導主事と同様に取扱うということとは、バランスの問題で一つは考慮しなければならぬのじやないかという点が一点であります。

それからもう一つは社会教育主事の場合には、主事補という、非常に広い又高度の専門的のところに付かないけれども、その勉強をしておりますところの非常に広い意味の勉強と申しますか、枠を設けてまして、而も高度の研究をした者、或いは高度の技術を身につけた者を専門的にしたいというその二段階にしたほうが適當であろうと考えたのであります。

○矢嶋三義君 成るほど社会教育主事

補は三級に格付けされるわけでありまして、その教養と経歴の差はあつても、その携わる教育内容というものは主事であるが主事補であるが同じであります。それから今度の特例法の改正では、文部省設置法によつて設置されている研究所におけるところの所長並びに職員の中で、教育並びに研究に携わるかたまで教育公務員の取扱をするような改正案が出されておるわけですが、そういう一貫した筋から考えるときに、この学校教育主事が一級二級で社会教育主事が一級二級だから、その点だけを教育公務員の取扱かたをして、この三級の主事補だけを仕事の内容が同一であるにもかかわらず、これを教育公務員特例法による身分取扱をしないというところは承されないので、その点如何ですか。

○政府委員(西崎憲君) 社会教育主事補には本特例によりまして資格を要求しておりません。従つて非常に広い範囲の人々がいるわけでありまして、それから又現在各府県に存在しておりますところの社会教育関係者の中には、資格を今まで言わなかつた関係上非常に種々雑多の人が主事という名義で入つておるのであります。従いまして本條に規定されましたような資格を備えておる一級二級の者を主事といたしまして、そうしてそうでない人を、つまり三級の待遇を現在でも受け、そうして現在でも主任であるところの上の主事を補佐しておるような仕事をしておる者を三級にしたいと思つております。そういう人を主事補にするのが適當であらうと考えたわけでありまして、それから又地方庁の公務員として考えた場合に、やはり他の学校教育の指導主事との関連ということも相當重要視いたしまして、不公平にならないようにバランスを取ることも必要と考えました次第でございまして。

○矢嶋三義君 どうも私の点納得しないのですがね。社会教育主事補は資格を規定してありません。併しこの選考権者に選考を委してあります。この社会教育主事補を何年かすると、それが基礎になつて社会教育主事になれるようにこの規定はなつております。選考権者は社会教育主事補を選ぶ場合にばよほど心して私は採用しなればならぬと思つて、従つて立派な人が主事補に採用されて来て、社会教育主事をたすける者という考えられるのです。

それから又資格という点を言われまされども、今度の教育公務員特例法に掲載されておるところの研究所の教育に携わつておる人は、必ずしも免許状とか資格を持たないのではないかと思つて、それとの関係はどうなつております。もう少し詳しく。

○政府委員(西崎憲君) 今の矢嶋委員もおつしやいますように、社会教育主事補になる者の中には見習的に社会教育主事の仕事をたすけて資格を十分備えておつて、而も一年以上社会教育主事補の職にあつたという者で主事になる者も考えられます。それから例えは大学に二年以上在学して六十二単位以上を修得したような人でなく、先ず半永久的に社会教育主事の職務をたすける主事補という、まあ二通り出て来ることになると思つてございまして、全般の社会教育主事補というものが、すべて社会教育主事になる立派な資格を持つて、而も手配のある人

と考えるのは適當ではないのではないと思つて、又事実現在の実情から見ましても、社会教育関係者の中ではそういうふうに分れると思つて、それから博物館等の研究者の関係でございまして、これも経歴上考えますと、いやしくもそういうことで研究に携わる者の資格は、この社会教育主事の資格に相當するような、まあそれ以上の人々ばかりでありまして、その点のバランスでも理論的に考えますと成るほど矢嶋委員のおつしやいますようにも考えられますが、実際問題といたしましてはそういうふうな心配はないと思つております。

○矢嶋三義君 それではこれにつきましてはその程度にいたします。次に御尋ねする点は待遇の件でございまして、現在確かにこの指導主事と社会教育主事はその資質において格段の差がある。その点が学校教育に比して社会教育が非常に振舞ない一つの大きな原因になつておると思つて、この改正法を執行されることによつてよりよき人が得られるようになると思つておりますが、その大きな要素として私やはい待遇の問題が又出て来ると思つて、現在の職階制による級別の格付ですね。それには指導主事と社会教育主事にはたしか差等があつたと思つて、あつたか、ないか。あつたら級別の格付をどうされるつもりか、その点をお尋ねいたしたいと思つております。

○政府委員(西崎憲君) 只今の御質問の点は非常に重大なことだと思つて、折角法令を完備いたしまして、待遇の点において学校関係者と差等が

できるという事は、これは人材を得ることにもなりませんので、是非只今御質問になりましたような趣旨で学校関係の指導者と同様にそれらの待遇をいたしたいと考えます。その点に關しましてはつきりこういふふうにするという成案を得ておりませんので、只今文部省のほうで折角研究中でございますので、御趣旨に副うように我々は実現を期したいと思っております。

○矢嶋三義君 ではもう一点についてお尋ねいたします。それは資質向上を図るために行うところの講習の件であります。この講習の件につきまして教育学科、或いは教育学部のある大学に文部大臣が委嘱してそうして行うとあるのでありますが、この講習は各府県の大学でやられる予定か。それともブロック別くらいにやられる予定か。それからそれをいつやられる予定か。それからなお社会教育主事の講習と主事の研修費用ですね、その予算はどうされるおつもりか、具体的な点について少し承わつて置きたいと思ひます。

○政府委員(西崎憲君) 只今の御質問であります。大体来年度における同趣旨の予算といたしまして百六十万ほど計上されておりますので、それで実施を取りあへずいたして行きたいと考えております。

それから文部省が委託いたしますところの大学につきましては、先般も御説明申し上げましたように、社会教育的なことに関心を持つて、それに關係の講座が置かれており教授なり助教授なりがあるというような所を組むなければなりませんので、大体東京で申しますならば或いは東大、教育大学、広島大学の大学、京都の大学というふうに主な

所でないといふ感じがしるかと思ひます。そのやります状態は恐らくはいわゆるブロックといわれておりますところのものが全部一齊にやるといふことになりましてできないかも知れませんが、大体ブロック別のことを考えまして受講者の便宜を図つて実施したいと考えております。

○矢嶋三義君 よくこの講習が行われるわけでありまして、教育職員免許法に伴いますところの講習は御承知の通り大分問題が起つたわけでありまして、これは希望でありましてか受講者に余り負担が重くならないようにという点と、飽くまで実質的に資質の向上が図られるような計画をされるように希望いたしまして私の質問を打ち切りたいと思ひます。

○委員長(堀越儀郎君) ちよつと速記をとめて下さい。
〔速記中止〕
○委員長(堀越儀郎君) 速記を始めて下さい。
○若木勝蔵君 教育公務員特例法との關係であります。附則の第一項「この法律は、教育公務員特例法の一部を改正する法律(昭和二十六年法律第号)施行の日から施行する。」というふうな附則の第一項があるのではありませんか、教育公務員特例法がまだ審議にも入つておられないような状態でありますが、この附則の第一項をどういふふうに決めておつてこれを採決してこれが成案になつたとすると、法律はこういふふうに一応できたけれどもその施行の日がいつだかわからん、こ

ういふふうなことになるのではないかと。こういうことが考えられる、その点はどうですか。これでよいのです。

か。
○政府委員(西崎憲君) お説の通りでございますが、本案が成立いたしましたとしても若しも教育公務員特例法の一部を改正する法律案が成立いたしませんでしたならば、その施行だけは一年でも二年でも延びるという關係になつて参ると思ひます。実はこれだけを單獨にやつてはどうかという意見もあつたのでありますが、非常に關連がございまして教育公務員特例法がやはり出まないとこれは都合が悪いのであります。例えて申しますならば教育公務員特例法の中の學校關係の指導者と同じように社会教育主事補を主事にいたしますが、若しもこちらのほうが遅れて向うが先に申しますと、これは現在の社会教育主事が全部その特例法の中に入つてしまふというふうなことになるのであります。それから又こちらのほうに先に申しまして向うのほうがあつたになりますという、附則第六項の三号中の採用志願者名簿を作成するところという所が読めなくなつてしまふような關係がありまふので、これはどうしても合せ一本にならなければ都合が悪いのであります。その点はこれだけを單獨に切離して採決を願う点に多少の不安が残るのであります。理論上、これが成立いたしました一方が潰れたならば、一方の成立するまでこの法案の実施が延びるというところで御了承願ひます。

○若木勝蔵君 私はそういう方面の法的な根拠もわかりませんのです。それで差支えないものであるならばそれで承知いたしますが、若しそこに法的な何か欠陥が生ずるというところになれば採決について又ここに考えなければならぬ、そういうふうな思つております。

す。
○矢嶋三義君 ちよつと速記をとめて下さい。
○委員長(堀越儀郎君) 速記をとめて下さい。
〔速記中止〕
○委員長(堀越儀郎君) それでは速記を始めて下さい。それでは社会教育法の一部を改正する法律案の質疑をこれで終了したものと認めて御異議ございせんすか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員長(堀越儀郎君) 御異議ないと認めます。それではこれより討論に入ります。御意見のおありのかたは賛否を明らかにしてお述べを願ひたいと思ひます。

○若木勝蔵君 私は次の二点を強く政府に要望いたしましてこの案に賛成する者であります。
第一は政府は社会教育振興のために従来の社会教育主事の資格、身分、職務、これに關するところの法令の規定を設けて、設けたことは一応了解するところでありまふけれども、それがために本来自主的、民主的であるべきところの社会教育を統制支配するやうなことがあつてはならない、こ

ういふこととが考えられるのです。この見地から特に本法律案の第九條三即ち「社会教育主事は、社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を與える。但し、命令及び監督については第十一條の規條の運用については第十一條の規定を逸脱して官僚統制の弊に陥るやうなことがあつてはならない、この点が私は非常に危懼されるのであります。この点につきましては、先般政府委員から御答弁がございましたが、第

九條の法文は、第十一條の法文において、教育委員会が社会教育団体方面の求めに応じて助言指導を與える、この中に包含されて實際その發動が行われる場合に、第九條三の趣旨で以て行くのであるといふことの御答弁があつたので、私はその点を了解したのであります。が、このことは十分これは文部當局は地方教育委員会の方面にその点を明らかにして、いわゆる官僚統制の弊に陥るやうなことを十分これを防止しなければならぬ、こ

ういふことを強く政府に要望したのであります。
次には社会教育主事の資格を規定したことに關しては、附則第二項から第八項までの規定の運用に基きましてこれをよく運用いたしまして、現在勤務しておるところの社会教育主事が資格規定のために失職することのないやうにして頂きたい、この二点を要望いたしまして賛成いたします。

○委員長(堀越儀郎君) 他に御発言ございせんか。
○矢嶋三義君 私は若干の希望を申述べましてこの法案に賛成する者であります。その第一点は、社会教育振興を図るために、その指導者の資質向上と適材確保のためにこの法案を提出されたことは誠に時宜に適したものであると思ひますが、その提案趣旨を貫く意味におきましては学校教育を担当するところの指導主事と、幅の広い社会教育を担当するところの社会教育主事の待遇というものを全く同一扱いにして、その指導主事にもまさるところの人材を社会教育面に指導者として得られるやうに措置される点。

それから次に社会教育の振興には適

材を得るということが最も大きな問題であり、従来もその意味から社会教育研究会とか或いは青少年指導者講習会というような、指導者の養成に当局は盡力されてきたようであり、が、今後も研修費というようなものを獲得されて、この線を推進すると共に、この法案に盛り込まれているところの講習実施に当つては、講習員に過分の負担をかけないように考慮すると共に、形式的講習に流れることなく実質的に資質の向上を期されるよう、その講習の運営実施の面に十分の考慮を拂うこと。

更に文化国家の建設の立場から、学校教育の振興と同時に、社会教育の振興が必須のものであることは、私が今さら申上げるまでもないのでありますが、その他の一つの大きな要素としては、やはり施設の整備という点に当局は更に努力しなければならぬ。特に文化の程度の低いところの農村とか漁村における公民館の施設、この適切な運用というものは、社会教育主事を得てそうして社会教育を振興するという狙いと同時に、重点を置かなくともならぬのではないかと。更に最近の世相、青少年の犯罪状況からいって見ても、社会教育の担当する青少年の教育というものが特に重大である、こういう方面の施策、それからその指導に当たるところの社会教育主事並びに主事補の適切な指導育成というものが、当局が更に盡力をされて、この法案提案の趣旨を百分率上げられるよう要望いたしまして、私はこの法案に賛成するものであります。

○岩間正男君 私は日本共産党を代表してこの改正案に反対であります。

反対の理由はいろいろありますが大体次の三點に歸することができると思います。大體政府のこの提案理由を見ますと、社会教育主事の身分を今日において確保しなければならぬ。このために新たに第二章を設けたのでありますが、果して現在の社会情勢を見てこの程度の改正を以て所期の目的を達成することができかどうか。このようなのは單にこれだけの改革で、如何にも社会教育に対して政府が熱意があるように見せかけておるやうかたは、むしろ欺瞞にひとしいと思うのであります。我々はこの法案に対しては、最初提案されました一昨年におきましてこの法案に反対をしたのであります。この反対の理由としてはいろいろありましたが、先ず第一に財政的な裏付けがないということ。次にこの法案の中にひそんでおる精神に官僚統制に向う点がある。この点を挙げたのであります。殊にこの財政的な裏付けを十分にすることによつて、社会教育をもつと質的に内容的に改善するという方向が、その後二年間のこれは内閣の政策によつてとられたかどうかという点を検討して見ますと、殆んどこれは皆無と言つてもいいというやうな状態であり、成るほど部分的にはこれは実に問題にならないやうな予算を取つて名目的なものが遂行された面があるやうでありますけれども、併し我々の問題にしたい社会教育委員というものは、社会の広範な教育の問題なのであります。今申しましたやうな部分的な改革では何ら目的を達することはできない。むしろこの社会教育法案が実施されたにもかかわら

ず、社会の生活の実情、又殊にうちこの中に大きく問題にしくちやならぬ青少年の一体生活状態、道義の状況、こういうものはどうなつたかという、むしろ悪化の方向を辿つておることは、これは犯罪統計なんかで事実が露々として出ておるのであります。だからして根本的に言ふならば、現在の内閣の政策そのものがもつと徹底した社会政策が行われて、その上に立つて社会教育というものが実施されるのであつたならば、これは意味を持つと思ふのでありますけれども、逆な方向に行つて何ら社会的な政策というものはこれはない。こんな人民生活の破綻が大きい出、そしてそれが青少年の犯罪、或いは道義の腐敗という形になつて現れておるのであります。だからしてこれは社会教育主事の資格を確保しなければならぬというやうな論拠を立てておるのであります。ところが、先ほど申しましたやうに、そのやうな問題でこの問題は解決されない。むしろこういうことは名目であつて、現在はこのような社会教育主事というやうな制度を法的な裏付けをすることによつて、一つの官僚統制の線をます、これは濃厚にする、こういうやうな意図が隠されておる。こういうことを我々は考えることができるのであります。それは最近のいろいろな国際情勢並びに国内情勢を考えますときに、そして日本が今置かれておる現状について、はくどく触れさせんけれども、これから考へるときに、むしろそういうやうな危険のほうに遙かに多い、こういう点から考えまして、私はこのやうな一つの糊塗的な改革は何らの意味を持つものではない、こういうふうに思ふのであります。

第三としましてこの社会教育主事をなぜこういうやうな一つの官僚統制的な機構にしなければならぬか、これは現在はその言ひ方であり、これは現行の社会教育委員、こういうものは一体現在どういうやうな形になつておるか。これは教育委員会、諮問機関ということになつておる。けれども、殆んどその職責を果してないというものが現状ではないか。或いはこれは胃腸的な存在になつて、ただ日本民主化の一つの飾り物、こういう形になつて、この社会教育委員の機能というものが十全に活用されておらない。こういうやうな点から考えますときに、むしろ社会教育主事の権限身分というものが保障されることによつて、まず今後社会教育委員というものが輕視される方向を生み出すことは、これは恐らく明らかな事実であらう、こういうやうに考えるのであります。いわゆる官僚統制の面からいましてこの危険を十分に考えるものであります。その例は遠いことでありませんが、教育委員会の実態を見れば分るのであります。現状で大きく問題になつておりますやうに、教育長の権限というものは法案に謳われておるものより、実は大きくむしろ過大になされておる。又教育委員会の法案なんかの改正によつてもそういうやうな傾向が現れておる。そのときの事情におきまして教育委員というものは実は有名無実な方向に追込まれておる。こういうやうな実情がやはり同じやうに社会教育法案の中にも大きく出て来る、そういう根拠が今度の改正によつてますます進められると私は考えるのであります。

第三としましてこの社会教育主事をなぜこういうやうな一つの官僚統制的な機構にしなければならぬか、これは現在はその言ひ方であり、これは現行の社会教育委員、こういうものは一体現在どういうやうな形になつておるか。これは教育委員会、諮問機関ということになつておる。けれども、殆んどその職責を果してないというものが現状ではないか。或いはこれは胃腸的な存在になつて、ただ日本民主化の一つの飾り物、こういう形になつて、この社会教育委員の機能というものが十全に活用されておらない。こういうやうな点から考えますときに、むしろ社会教育主事の権限身分というものが保障されることによつて、まず今後社会教育委員というものが輕視される方向を生み出すことは、これは恐らく明らかな事実であらう、こういうやうに考えるのであります。いわゆる官僚統制の面からいましてこの危険を十分に考えるものであります。その例は遠いことでありませんが、教育委員会の実態を見れば分るのであります。現状で大きく問題になつておりますやうに、教育長の権限というものは法案に謳われておるものより、実は大きくむしろ過大になされておる。又教育委員会の法案なんかの改正によつてもそういうやうな傾向が現れておる。そのときの事情におきまして教育委員というものは実は有名無実な方向に追込まれておる。こういうやうな実情がやはり同じやうに社会教育法案の中にも大きく出て来る、そういう根拠が今度の改正によつてますます進められると私は考えるのであります。

○委員長(堀越儀郎君) 外に御発言ございませぬか。

○梅原眞隆君 私はこの法案に賛成を表するものであります。社会教育が今後展開をせざるべきことはこれはすべ

ての人のほつきり認識しておるところである。単にこの教育主事の身分を確保するとか、人材を集めるとかいうこと

とでこれができるとは考えないが、今後社会教育を発展して行くべき第一歩

としてこの社会主事の法的な確保をして人材を集めるように努力せられ

ることは、今後の社会教育の発展する第一歩であるとは私は想像してこの法案

が十分な効果を挙げられるように運営せられることを希望してこれに賛成を

するものであります。

○木内キヤウ君 民主党も大賛成をしてこの案に賛成をするものであります。

○委員長(堀越儀郎君) 御意見も盡きたようでありますから討論は終結したものと認めて御異議はありませぬか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(堀越儀郎君) 御異議ないと認めます。

それではこれから採決に入ります。社会教育法の一部を改正する法律案、これを議題といたします。本案を可決することに賛成のかたの御起立を願います。

〔起立者多数〕

○委員長(堀越儀郎君) 多数でございます。よつて社会教育法の一部を改正する法律案は多数を以て可決することに決定いたしました。なお本会議における委員長の口頭報告の内容は、本院規則の第四條によりましてあらかじめ多数意見者の承認を経なければなら

んことになつておりますが、それは委員長において本案の内容、本委員会における質疑応答の要旨、討論の要旨及び表決の結果を報告することといたしましてよろしくございませうか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(堀越儀郎君) 御異議ないと認めます。

それから本院規則第七十二條によりまして、委員長が議院に提出する報告書につき多数意見者の署名を付することになつておりますから、本法案を可決することに賛成されたかたは順次御署名を願います。

多数意見者署名
荒木正三郎 若木 勝藏
高良 とみ 木内キヤウ
川村 松助 平岡 市三
山本 勇造 梅原 眞隆
矢嶋 三義

○委員長(堀越儀郎君) これにて休憩いたします。

午後零時一分休憩

午後二時三分開会

○委員長(堀越儀郎君) それではこれより午前に引続いて文部委員会を開会いたします。

本日は教育公務員特例法の一部を改正する法律案の一般質問に入りたいと思ひますから、そのつもりで御質疑を願います。

○矢嶋三義君 先ず政府委員のかたに資料をお願いしたいと思ひます。

その第一は、国家公務員である大学の教職員の職階制の一覽表ですね。職階制による級別の格付の一覽表がございませぬ、それと、それからもう一つは国家公務員並びに地方公務員の結核

患者数ですね。罹病率並びに総員現在何名療養しているかというような資料をお願いしたいと思ひます。

先ずお伺いしたいことは、教育公務員特例法の法律の趣旨に、教育公務員の職務とその責任の特殊性に基いて、

教育公務員の任免、分限、懲戒、服務及び研修について規定してあるのが教育公務員特例法である、こういう趣旨を述べられてゐるわけでありませう。申

すまでもなく国家公務員法が制定された當時に、その特例法としてこれが出されたわけでありませう。確かに教育公務員の職務とその責任は特殊性がある

し、又教育というものは如何なる不当なる支配にも服することなく、自主性を私は保てるようにしなければならな

い。八千万国民が現在こういう荒涼の苦しみを受けてゐるのも、教育といふものを或る時代に官僚の手に委ね、或いは軍閥の手に委ねて、教師自身も自主性のない、教育をレコード化してやつておつて、信念もなく正義に基いて

堂々たる言動をとれないというその教育の隷属性というものが、やはり今日の日本を招来した一つの大きな原因だと思ふのです。それで教育が如何なる

不当なる支配にも屈服しない自主性を堅持して行く、飽くまで理想というものを追求して行く、その線に沿つて人間を国民を育成して行くのだ。こういう見地から考へるときには、教育公務員の職務とその責任の特殊性からこ

こに立法化するということは非常に大事なことであり、それだけに私はその筋金を太くぶち出した法律としなければならぬ。

もう少し具体的に申上げますならば、教育公務員に関する限り、任免、

分限、懲戒、服務、研修、それから不利益処分あたりの取扱も、他の公務員と切離して、その特殊性を一〇〇%活かすという趣旨で進むべきではないかと考へるわけでありませう。そういう立場からこの地方公務員法の特例法としてここに改正をされたかどうか、その根本的な見解について承わつて見たいと思ひます。

○政府委員(關口隆克君) 御質問にお答えいたします。お話のような趣旨で立法に當つたつもりであります。ただ併し御承知のように、地方公務員である教育公務員につきましては、この地方の教育行政単位であるところの教育委員会制度といふものがございませうが、その制度につきましては御承知のようにいろいろの問題もございませうし、差

當つて来年二十七年から現在の法律のままで行けば各市町村に教育委員会を設ける規定になつておるわけでありませうが、そのことについてはいろいろの問題もございませうので、その問題を含めまして急速に地方教育委員会の制度の研究と調査と、そうして立案をいたしたいといふことで準備中でございます。従つて今回の教育公務員特例法の改正は、地方公務員法の制定に伴つて是非とも必要だと思はれます最小限度のものを根幹にいたしまして、それ以外の理由から急速に必要なものがあるものと思はれるものを附け足したのでございまして、根本的な問題につきましましては次の機会までに十分準備して研究をいたしたい、こういうふうに思つております。

○矢嶋三義君 特例法そのものは教職員の身分を取扱つておるものであります。教育をあるべき姿に持つて行く

ためには、私は教員の身分の安定といふことが最も大事じやないか、保障といふことがございませう。その立場から考へるときにこの本改正案で最も問題点とされてゐるところの五條の改正を眺めますときに、国家公務員である大学の教職員に保障されておつた民主的な取扱かたといふものが落され、又この特例法で地方公務員にも、その身分の安定と保障といふ立場から保障されておつた第十五條といふようなものが落されてしまつてゐる。こういう点は私先

ほどから申述べました教育の自主性の確立、如何なる不当なる支配にも服さない、屈從的にならない、而も教育に携わる者に責任ある自由といふものを與えてその身分の安定と保障を図る。そうなければならぬこの教育公務員特例法の趣旨から言つて、一番肝腎な

なめになるところが抜けてゐるのではないか。どういふわけであらうか。この特例法の性格といふものが變つて行くか、そういう提案を政府はされるかといふ点について私はお伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(福田清助君) 只今の御質問の中に五條の改正に關しまする部分につきまして、改正の意圖を一言御説明申上げたかと存じます。お話のように公務員について身分保障といふことは非常に大事なことであります。その点申すまでもないものであります。その点につきましましては国家公務員法の第八十九條から九十二條まで、地方公務員法の第四十九條から五十一條までの規定において、すべての国家公務員、地方公務員に対して身分の保障の規定が設けてあります。この点につきましましては教育公務員といへども異ならない保護

を受けておるのであります。然るに従来の規定におきまして、第五條のいわゆる事前審査の規定を設けました趣旨を考へますと、大学の職員につきましては任命権者、或いは懲戒権者が処分を行うについては、大学管理機関の慎重なる審査を前提とするという趣旨であると考へます。即ちそういう大学職員の身分上の処分につきましては、いわゆる大学の自治という建前を尊重いたしまして、任命権者のみが行うこととなく、その前提として大学管理機関の審査を必要とする、そこにこの五條の置かれた意味があつたと考へております。然るに実際の運営その他から考へまして、大学の教育行政が円滑に進展する、殊に行政事務の一種でありまする人事に関する行政が円滑に運営するといふような点から見まして、現在の規定を更にその趣旨を明確にするにとつて、いろいろ從來起りました支障を排除することが適當だところ考へましたので、第五條を立法の趣旨に即しまして内容を整理いたした次第でございます。従いまして第五條の改正は、別段教育公務員についての身分保障を薄くするといふ趣旨に出た改正でないことを御了解頂きたいと思ひます。

○矢嶋三義君 五條そのものに対する質疑は追つてあとでして頂きたいと思ひます。その程度に承つて置きます。

次にお伺ひしたい点は、教育公務員特例法を出され、又今度改正案をここに提案されたわけでありますが、国家公務員、地方公務員の中で教育に携わる教育公務員の特殊性を十分活かし、その人の身分がより安定し保障されるように保護するといふ立場から改正されておられるのか、それとも制限法規として改正しようとするのか。その点を承りたい。

○政府委員(稲田清助君) 只今第五條に關連して申上げましたように、教育公務員というその仕事及び職種の性質上から見まして、教育公務員が教育について国家に対して奉仕しやういふに特例を置くといふのが教育公務員特例法の趣旨であることは申上げるまでもないのであります。今回の改正におきましてもそういう点についてますますその特色を發揮すると共に、支障を排除しようといふ意味で改正をいたしましたのでございます。

○矢嶋三義君 具体的に一つお尋ねいたしますが、日本教育の民主化のために全国五十万の教職員によつて結成をされておられるところの曾つての労働組合としての教職員組合といふものの残した功績といふものは、私はこれは否定できないと思ひます。民主政治を確立して行くに當つても、民主教育を通じて民主国家を建設して行くに當つても、私は民主的な労組の育成強化といふものは相當考慮して行かなければならないものと思へるのであります。この特例法の中で教職員の団体、そういうものの組織並びにその運営については、これを育成助長するといふような立場から改正されておられるのか。それとも少し行過ぎもあるやうだがこの際少し引締めようといふやうな立場で政府は立案されたか。保護政策を布かれるのか、彈圧政策を布かれるのか、政府としてはどちらに立たれておられるのか。その点はつきりお尋ねしたいと思ひます。

○政府委員(關口隆克君) お答え申し上げます。ちよつと私からお答へするものが果して適當であるかどうか疑問であります。私のお答へできる疑問に就いてお答へしたいと思ひます。

御承知のように教職員の職員団体につきましては、国立学校教職員の場合には国家公務員法、公立学校の職員については地方公務員法、この二つの法律で以て職員団体を作ることができるとなつております。ただ公立学校の教職員の中で、市町村立の学校の教職員の人事管理については、その身分は市町村立でありますからして市町村に附屬はしておりますけれども、實際にはその市町村に教育委員会ができていない所が大変多い。そういう所では都道府県の教育委員会が任命権者になつておる。又市町村立の学校の職員が俸給その他の給與はその市町村ではなく、都道府県のはうが負担しておられるやうな複雑な關係がございまして、そこで地方公務員法でいつている地方公共団体ごとの職員団体のほかに、改正案の第二十五條の六にありますが、都道府県当局と交渉のできる特別の職員団体を教員に限つて設けたいといふことをここに考へたわけなのであります。このことは組合を尊重しなくて、そういう民主的な活動を抑圧するのではないので、健全にして而も民主的な職員団体が市町村以外に府県を單位として結成されて、連合されて、それが都道府県と交渉ができるやうにしたいといふことでございまして、私どももいたしましては彈圧とか抑制とかいふことではなくて、健全なる発達を期待するといふ趣旨に基いておるものと思ひます。

○矢嶋三義君 職員団体に対して育成助長の保護政策を布かれるという点につき承つて心強く思つた次第であります。

もう一点一般的なことをお尋ねしたいと思ふのですが、本会議でも大臣は議員の質問に対して、教職員を十分優遇してその生活安定を期したい、延いては教育界に人材を吸収してそして教育文化の興隆を期して行きたい、誠心誠意努力したい。こういう答弁をなさつておられるわけでありまして、そうするために教職員の特殊性から相當他の国家公務員並に地方公務員と違つた立場から法律並びに條例といふものをきめて行かなくちゃならんことは私はたくさんあると思ふのであります。そのうちの一つをとつて申上げてみますと、この中に盛られてゐる職階制の問題なんかもそれに該当すると思ふのです。果して教育界に職階制を布いた場合に、民主教育といふものがより以上成長するものかどうかという私は根本的な立場を考へられたかどうかという点をお尋ねしたいのであります。国家公務員法というのできて職階制が布かれた、一つここに鉄環といふものができたやうな枠ができたから、だからその中で教育公務員のときもこうしようといふやうな事務的な考へかたからやられたのではないか。本當に根本的に国家公務員、地方公務員たる教育公務員に対して職階制といふものが適當であるかどうか、更にどういふ職階制が適當かといふやうな根本的なことを考へられて、この特例法の改正案を出されたかどうか。これは一つ例であります。そういう点についてお伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(關口隆克君) お答へいたします。

教育公務員の職階制につきまして今お話がございましたが、その点について先に申上げます。お話のように国家公務員法では来年度の三月一杯までには一應職階制を作る、それによつて格付けが終了するといふ建前になつておるわけでありまして、国家公務員についてそのうちの教育公務員の分の職階制はできるかできないかといふことにつきましては、今お話のような趣旨で兩論があるのでございます。併しながら教育關係の職員については職階制といふものは全然できない、作ることは不可能であるといふ結論には達していませんし、むしろその否定的な論といふのは急速にしつかりした教育に適當な職階制といふものはなか／＼できないのじやないか、いい加減なものを作るくらいなら作らないほうがいいんじやないかといふやうなことのようによつておられます。私どものほうとしては目下人事院と協議をして研究中でございます。若し国家公務員である教育公務員につきまして安當な職階制といふものができたらば、地方公務員であるところの教育公務員についてもできないといふことはあり得ないといふことになつておりますので、そういうふうによつて考へられますので、国家公務員であるところの教育公務員の職階制ができればそれに準じて作る、そのことができるかできないかについては目下研究中であるといふことをお答へしたいと思ひます。

なお研究の途中でいろいろの意見が出ておられるわけですが、例えば教授だとか助教授だとか講師だとかと

いうようなことは、大学について一応の大まかな基準が成立つのではないかと考へたとか、似たような考へから、大学以外の学校ではそういう養護教諭、助教諭というような免許状の種類によつたもの、そういうものを或るグループにして考へて行くこともできるのじやないか。その他学長とか校長とか部局長とかというような、いわば行政的な立場に立つたかたへについて、それはそれとしての又考へが成立つのではないかと、これらの事柄が今論議されておる途中でございませう。ただ確たる見当はついておりませんが、こういう状況であるということをお上げておきたいと思ひます。

○矢嶋三義君 あとはほかのかたの一般質問もあつてこの特例法の審議に入るわけですが、これを審議するに當つて我々の質問に政府委員から丁寧に御答弁頂くわけですが、私は次の感覚を要望したいのであります。

どうも終戦後日本の教育を立立てるために、教育基本法から学校教育法と結構な法律が出来たことはよろしいのであります。次々に法律というものが出来て来ても教育を縮こまらせる、教職員に鉄環をかぶせるというやうな感じがしてならないのです。例えば公職追放の解除、あるいは戦時中に日本の軍国主義を指導した大臣級のかたが解除になつても、教育界では洗滌とか飯糶きくらしいとおつた人が教職の追放解除にはならない。給與のほうでは優遇といつても調整号俸は落されて行く。或いは最近社会教育法の改正案が出ましたが、随分子供が不良化され、教師は八時間労働というものを超

越して家庭訪問なんかをしつかりやらなくちやならんというやつておつても勤務時間の範囲がわからないとかいつて超勤も出されたい。そして教職員免許法というものが出て非常に高い資格というものを要望して行く。更に地方公務員法あたりで問題となるとこの政治活動の制限までです。大学の教授になつても学問の自由、その言論行動が責任を裏付けとした自由さとも興えられない。而も生活保障の面では一流の大学教授でも赤貧洗うがごとき状態である。こういうような一般的な情勢では、最近問題になつておる日本の平和とこれに集約されるものですが、日本の平和から世界の平和を確保して行く、これに集約されるものだと私は思ふのですが、そういう線に副つたところの教育文化というものを我が国から打立てて行くといふことは、これは不可能じやないか。文化国家の建設といふことを唱えておられるが、これが單なる空念仏に終るのじやないかといふやうなことを懸念しておるものなのです。

これからこれを審議して行くわけですが、飽くまでもそういう状況下におかれておる日本の教育界、それに従事しておるところの教育公務員を、そういう惡環境から少しでも引抜いてやる、保護してやる、育成してやるという感覚、そういう角度から政府委員のかたも今後御答弁願ひたいし、そういう線に副つた公務員特例法の改正ができるやうに格段の私は御盡力を要望いたして一般的な質問を一応打切る次第であります。

○荒木正三郎君 今日若干の質問だけしておきたいと思ひます。第一の問

題は教育公務員特例法の問題なのですが、これの母法は何であるかといふことですね。わかり切つた問題ですがおつしやつて頂きたいと思ひます。

○政府委員(關口隆克君) 国家公務員法と地方公務員法が母法といひます。主として關係の深い法律であります。

○荒木正三郎君 主としてですか。そうするとまだほかにもあります。

○政府委員(關口隆克君) ちよつと續けて申し上げます。教育基本法とか学校教育法といふやうな一般的な法律がございませうから、それで主として關係の深い法律だといふふうにお答ひいたしたいと思ひます。

○荒木正三郎君 私には今の御説明は少しおかしいと思ふのです。国家公務員法の中に教育公務員の特例性に鑑みて特例を設けることができる、こういう規定はあります。それから地方公務員法の中にもそういう規定があつて、併し教育基本法などには全然そういう規定がないわけでありまして、当然この特例法は一つは国家公務員法であり、一つは地方公務員法であると私は思ふのです。併しこの母法が二つあつて、その特例がその二つの母法から一つに生まれて出て来るという問題について立法上の疑義を持つておられるのです。私どもの普通の見解に従えば地方公務員法による特例は特例として一本出すべきである。それから国家公務員法の特例は特例として一本出すべきである。それらの母法を一つ持つた特例でなければならぬといふやうに考へておられるわけなのです。普通の常識に従えば母法が一つで特例がそれ

するけれども、特例が一つで母法が二つあるといふことはどうもおかしい。そういう点の見解ですね。こういう立法に當られたときの見解を承りたいと思ひます。

○政府委員(稻田清助君) 国家公務員法と地方公務員法とこの特例法の關係とは、前者が一般法であり後者が特別法である、これは言うまでもないことだと思ひます。然らば教育公務員についてなぜこつした特例法を設けなければならぬかという精神は、今關口政府委員からお答へ申上げたやうに、その根元は教育基本法から求められるだらう。教育基本法におきましては、例えば第十條において「教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負つて行われべきものである。」この精神から教育委員会法その他の行政的の法規も出て参りますけれども、一つの行政機関であります教員、教員の性格もこの点から考へるといふ意味において、教育基本法はやはり教員に対するこつした身分關係の規定を作ります場合にも、一つの母法的性格を持ち得るものだと思つております。

○荒木正三郎君 私が質問しておる主体はそこにあるのじやないわけですか。それは文部省の説明によつて附隨して起つて来た問題なんです、私の考へによればこの特例を立法するに當つては国家公務員法による特例を一本立てる、地方公務員法による特例を一本立てる、こつたやうにして行かないと立法上に疑義を残すのじやないか、こつたことを思つておられるわけなんです。その点でどういふやうにお考へになるか。

○政府委員(稻田清助君) 御質問の点

よくわかりました。お話のやうに国家公務員法に対する特例法を作り、地方公務員法に対する特例法を作るのも一つの方法であり、又立法技術であらうと思ふのでございませうけれども、ただ教育公務員という、教員という特殊性から眺めまして、一般的なこつたやうな事行政の基本法に対して特例をどう置かといふことを考へました場合に、両者に対する特例が共通であります部面が殆んど大部分である。こつたやうな観点から一つにまとめて、それと異なる部面については異なる規定を設けるといふ方法を我々としたしましては便利であると思つて、こつした教育公務員特例法という一本の特例法を以て二つの一般法に対する例外法としたわけでございます。

○荒木正三郎君 今の説明のやうな考へかたで行くならば、私はむしろこの教育公務員法という一本のものを作つたほうが更に便利ではないかと思ふのです。こつたやうな措置に出ないで、内容の異なる国家公務員法と地方公務員法から一つの特例を導き出すといふことは非常に立法的に無理があるんじゃないか、かやうに考へる。それで私は内容的にこれを一本にするに反対の意見を持つておるのではないのです。実質から考へると一本にするほうがいいわけなんです。こつたことはこれをもつと推し進めて行けば国家公務員、或いは地方公務員から外して、教育は教育公務員として一本立てるやうにしたほうが更に完備したものができるという見解を持つておられるわけなんです。こつたやうな立場から言へば、もつとこれを推し進めて教育公務員法にまで発展をなせないと

点まで及んで来ると思うのですが。

○政府委員(關口隆克君) お答えします。今の教育公務員については地方と

國家とこの二つに区分しないで、一本にして教育公務員法というような法律を考えたらどうかという御質問であつたと思いますが、そういう意見は我々のほうにも前からありまして、その問題については多少の研究をいたした。

併し又一方にそれと全く反対に一つの法律についてそれ／＼別々の特例法を作つたらいではないかというような今お話に出たような意見もございますし、又大学なら大学については外して、又別に作つたらいのではないかとい

りような、分けて行くほうの考えかたをとった議論も一応成立つわけでございします。それらのところを彼此研究した結果、現在の段階においてはこの程度の立法措置をいたして、次の研究課題として研究を続けて行きたい、こういう状況になつております。

務員特例法とせられた理由、その理由の主な点を挙げて頂きたいと思ひます。

○政府委員(關口隆克君) 任用或いは職務の内容、先ず第一に職務の内容、次に任用、分限、懲戒、給與、これらのものについては殆んど區別することはできない、同一でよろしいというふうな考えられる。そういう論点からし

て先ほど申し上げましたように、もつと、
 一歩進めて教育公務員法となつてでき
 るのではないかという考えが出て来る
 ということになっておりますので、今
 申し上げました職務の内容が同一で、
 それから任用、分限、懲戒、給與等が
 同一の考えかたでいささかも差支えな
 い、これがまあ理論的な理由じやない
 かと思います。

なほ今までの経過的と申しますか、今までの關係から申しますと、却つて國家公務員法ができて、そのあとにこの特例法が生れて、その際にまだでき

ていなかつた地方公務員法というものもやがてはできるのだという予想があつて、その際に地方公務員である教育公務員については、一緒に取扱つて行く

うという考えかたで、そういう取扱いをするように途を開いておるといふことでもあります。あの際に若し地方公務員法がやがてできるだろうから地方の公務員であるところの教員について、は、全然ノータッチでこの際行こうと

○荒木正三郎君　只今の説明を聞けば、職務内容が国家公務員法並びに地方公務員の教職については同じであると思うのであります。

る、それから又任免、分限、懲戒、職務、研修等においても大体同じであるというお話であつたと思うのです。そういうことをお認めになるならば、これは先ほどお話にあつたように、どうしたつて教育公務員法というものに準拠しなければならぬと思うのです。併しそうしないで一は国家公務員法で規定し、一は地方公務員法で現在規定しているのです。規定しているのですからやはりそういう説明が完全に了承せられていない結果だと思うのです。一

げましたような経過的に考えても、そういうことになつて来ておりますし、それから今の又一方に徹底した教育公務員法という、全然独立な新たな法律を立てるということについては、なおまだ研究が熟しておらんのだ、手続としてそこまで至るのには甚だ不十分であるということからして、現在の段階においてこういう立法措置を講ずるとは、私は少しも不当ではないではなないかというふうに考えておるわけであります。

○荒木正三郎君　それではこの問題は私は十分納得することができないわけなんですから、又重ねて質問するかも知れませんが一応省いて置いて、もう一つ問題になるのは、この特例を設ける五十七條に、職務と責任の特殊性に

けが規定されておるが、給與については全然触れておらないということをは不思議に思つておるですがね。こののを私に問題になつておる教職員の身分が不安定、生活安定を図るための給與の問題が全然記入されておらないという点については、どういふふうにお考えになつておるのですか。

○政府委員(關口隆克君) 今の御質問

によりますと、給與のことについて特に特例法のなかで規定しておくべきだというお話でございましたが、今の法律改正案の中には給與については、国家の公務員であるところの教育公務員の給與基準とするといった種類のことを書いてありますので、まあ触れてないということではないのですが、ただ、併し特殊性を重んじてということであ

るからどこかで教員の俸給はかくかくでなければならん、非常に高くなくちやならんとか、何とかいうところにそういうものを入れたらいいんじゃないかといううなことになるんでしようか。そういうことをなぜ書かぬかというふうになつて来るんでしようか。今の御質問でちよつとお尋ねした

から質問があつたように、この法律は教職員を雇止するための法律かというふうな質問があつた。そういうやうな給與の問題、当然考えなければならぬ問題が落ちてゐるためにそういう印象を受けるわけだ。私は丁度二年前の国会において、教員の待遇については特別俸給表を作成しなければならぬという法律が国会において通過したことを知つてゐるわけだ。ところがその法律に基いて特別俸給表というものが今日なおできてゐないわけだ。こういう状態である現状においては特別法においてこの面をやはり規定すべきではないか。こういう見解を持つてゐるのですが、そういう面に全然触れておらない原案についてはどういふお考えを持つておられるかというのを聞いてゐるわけだ。

○政府委員(關口隆克君) ちよつとこの無味乾燥なやうになるかも知れませんが、この点御了解願つて申上げます。この地方公務員法の中で給與に關連した事項、二十四條だと思ひますが、この二十四條は御承知のやうに給與、勤務時間、その他の勤務條件の根本基準というところだ。そこで一様に給與の標準を定めるに於いての原則的な事項が謳はれてゐるに思ふわけだ。この辺は教育公務員であつたからといつてそういう事柄について別なことが格別あるとは思はれない。併しそのうちからいつて教育について一般地方公務員と全然別個に取扱うものではないかというふうな思ふという点で、先程申上げましたやうに國家公務員であるところの教員についての給與、それを基準にするのだという種類のものが改正法律案に謳ひ込んである

ということになりますので、とど國家公務員であるところの教育公務員についての俸給、給與の体系というものがきまつて来ると、自然それに連続してきまつて来るといふことになると思ふのです。そのことについてはこの法律に謳ひべきか否か、どうもそうではない別に給與体系に關する別の準則というものが考えられて、それが別の法律を用意してそれで以て定めたらどうだろうかといふ考えかたが私どものほうにあるわけだ。

これは研究中だから申上げかねるのですが、端的に言えば教員、教育職員については一方に先程申上げました特別の立法をすると同時に、それに即して或いは特別職といふやうなことにでもなりますが、さやうなことを考えるに於いて別個の俸給の基準といふものを研究し、それに基いた法的な処置を講じたかどうかといふこともあつて、目下その点は研究中でございます。

○荒木正三郎君 どうも私には了解できないのですが、この第四節に規定されてゐる給與その他の問題について、これは公務員一般の問題が規定されてゐるわけだ。ここからその特殊性に基いて特別法に規定する必要があるんじゃないかと云つてゐるのが私の意見です。大臣の答弁から考へても、当然やはり教職員に對する職務の重要性から、この待遇の問題についても特別な考慮が拂はなければならぬ。特別な考慮が拂はれるといふことならこの特例法以外にはないと思ふ。それをここに規定しておらないといふことについてはどうも政府の考へかたが一貫してゐない。特別に考慮をしなければならぬ一方では言ひながら、この特例

法には規定しておらないという点を明らかにして貰ひたい。この問題は今更私に研究申したと言つて落すことができない問題である。なぜならば國家公務員法において二年前において教員の特別俸給を作らなければならぬ。これは一般職よりも低くするといふ意味で作れといふのではなくて、あのときはつきり出しておるやうによくないわけばならぬといふ意味であつて出しておるわけだ。そうしたら二年越になつておる問題を、この特例法を制定する際に又今度改正する際に、どうしても一本入れて置くのが常識だと思ふ。若問正男君「それから先やつてもらおう。それをやつてもらわなければ審議はできません」と述べてはやはりこの問題において矢崎君が言つたやうに本當に教員を締めて、締めて、鉄環をはめて行く法律であるといふ印象を受ける。うのも、こういう當然待遇改善でも考慮しなければならぬ問題を、全然考慮の外に置いておるといふところから私は来るのじゃないかといふことを深く感じておるわけだ。なぜ給與の問題、待遇の問題をここに入れられないのか。入れられないならば入れられない理由をはつきりおしやつて貰ひたい。私は勿論納得するわけだ。(若問正男君「さうばらんに」と述ぶ)これは私に法律をいじつて言つておるのじゃない。この前の国会においても問題になつて給與ベースが改訂になつたとき、若し五十万の地方公務員についてこれが適用されると財源があるかといふことが文部委員會で議論になつた。果せるかな青森県においては未だに給與ベースが改訂にならない、財源がないといふので、そういうひどい目

に會つておる所もあるわけだ。だからこの予算の裏付けのないやうな法がいくらできたつて、決して教育は所期しておるやうに筆がつかない。その矢崎君の質問もそれです。今の給與の予算の財政措置といふものの裏付けがない限りやういふものは所期の目的は達しない。そういう点からいへば、給與の問題を公正に確保するところのものがどうしても欲しい。こういう考へも立つておるわけだ。現実に給與ベース改訂すらできないといふ事態も起つておるわけだ。

○政府委員(關口隆克君) どうも同じやうなことになるのですが、予算措置については先達から別途に非常な審議もし、いろいろな折衝も繰返されておることとはもうよく御存じのことだと思ふのです。そういうことと別にこの際この法律の中に教職員の給與について端的に言へばより高くするといふやうなことを書くべきだといふ御意見、或るほどさやうな御意見もあるかと思ひますが、併しこの法律にさやういふことを書入れることは、どうもさやうな建前で行く法律であるかどうかといふことが疑問があると思ふので

別途に先ほどから繰返し申上げておりますやうに教員に關しては全然別個の立法を何か考へて、それによつて教員の身分取扱なり、その給與の点について新しい観点から一般の公務員からはずした表といふやうなものを考へて行くといふ、これは別途のほうで研究したしてあるつもりであります。この法律でなく別の方法でさやうなことはできるのじゃないかといふやうに研究しております。

○荒木正三郎君 この問題は私は大臣

にお尋ねしたいと思ひます。○若問正男君 結局大臣が出て来られなければ、実は政治的な問題を非常に含んでゐるわけだ。さつきから矢崎君の質問もそれです。今の給與のこと。それから一つの拘束規定みたいなやういふ法案を出されてゐるのと給與の変更はしないといふ問題について、これはやはり政治的な問題がからんでゐると思ひます。いずれこれはこの次大臣に出て貰ひたいと思ふわけだ。実は政府委員のかたのいろいろと技術的な答弁がありましたけれども、その意見もやはり何だかどうもあんまり文部省のこれは統一した意見であるかどうかかわからない面があります。で、まだ研究中などというやうなことでは、大臣でも見なければならぬ。昨日ですからは是非さやういふやうな措置をとつて貰ひたい。私は今日あまりやりません。どうしても天野さんにやつたり、この法案が出されたつまり現実的な意味、それからその性格、さやういふものについてこれはどうしても解明して貰ひなければ納得行かないものであります。

それと連關してどうせこれは政府委員にも質問が、技術的な問題、事務的な問題についてなされなやうなならないと思ひますが、ここで考へて来て貰ひたいことは、課題としてこれは出して置いていいと思ふ、むしろ答弁を用意して来て貰ひたい。

一体この法案は拘束規定であるか、保護規定であるかといふことです。恐らく両方であるといふやうなことに答へられると思うのですが、そんな保護規定であるならばこの前初めてこの法案が出されて制定されましたときに

い、問題になった。やつぱり今の給與の問題も一つの問題であります。それから結核の三年のやつを二年にした、この問題も一つ大きな教員の待遇の問題になります。研修所をどうする。これは論議された中心問題でありまして、結核と給與と研修所の問題、つまり法案などを出されても裏付がなければ何にもならぬというのが我々の見解でありますし、この点が大きい問題になった。併しこれは努力をしてそのうちに是非そういうことを実現したいということを各政府委員は答えておる。然るにそれはどうなつたかということ、我々はこの法案に対する二年後における政府の熱意を検討するためにも非常に必要なんです。だから結核問題についてはどうなつたか、それから研修所については果してこの法案に盛るのか盛らないのか。いよいよ予算に關係した方面はそつちのけにして置いて、実に拘束を、先刻鉄環をはめたというお話がありました、孫悟空の鉄環みたいなものをどん／＼教員にかけておる。どこで呪文でとるか分からないがそういう形で教員を締めおるから、法案の性格として非常に大きく浮んで来る。そこでしよう。ここに問題になつて来る日本教職員組合が組合としての性格を失うということ、一方においてレッド・パージの準備段階であるということは明らかでござい。この法案で逆に締められて来ますよ。先ほど教育基本法の中で教員は不当なこの権力の支配に属さない、この精神をむしろ敷衍して作つたのがこういう特例法案であるということを一方では言いながら、実はまるで反対にそ

の言葉と裏腹なやりかたを進めておるの、この法案の姿ではないかと思ふ。だからつまり我々は具体的にこの法案を通じてこういうものが必要であるけれども、むしろ具体的に現実の問題として文部省では答弁を用意しておるのか、この点を突つ込まれるといふことを考えないでこへ臨んでおるかどうか、これは天野さんにも伝えて貰いたい。この問題については十日も二十日も論議を展開されなければ通せんない。我々は納得しない。腹を据えてやつて貰いたい。こういうふうに思ふのです。

さて動議ですが、どうでしようか、この辺で今度は一つ天野さんに出て頂いて正論を展開しなければ、これは先刻の答弁のようなどではないか。それで委員長はもうどうもそういうような例をして貰いたい。而も只今出席議員は四人である。

○委員長(堀越儀郎君) ちよつと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(堀越儀郎君) それでは速記を始めて下さい。

本日はこれを以て散会いたします。

午後三時七分散会

出席者は左の通り。

委員長 堀越 儀郎君
理事 若木 勝藏君
委員 木内キヤウ君
川村 松助君
平岡 市三君
荒木正三郎君
梅原 眞隆君

政府委員
文部事務次官 水谷 昇君
文部大臣官房長 相良 惟一君
計課長事務代理 稲田 清助君
文部省大学 西崎 惠君
文部省社会 關口 隆克君
普及局長 關口 隆克君

事務局側
常任委員 石丸 敬次君
常任委員 竹内 敏夫君
常任委員 會専門員

二月三日日本委員会に左の事件を付託された。

一、標準教育費法制定に關する請願

(第一七九号)

一、義務教育費全額国库負担に關する請願

(第二一六号)

一、教育財政確立に關する請願

(第二一七号)

一、六・三制学校建築費国库補助増額に關する陳情

(第二二二号)

一、金沢大学に夜間短期大学設置の陳情

(第二二三号)

一、博物館法案に關する陳情

(第四一七号)

一、職業教育法制定に關する陳情

(第二三三号)

一、義務教育費全額国库負担に關する陳情

(第二三五号)

第一七九号 昭和二十五年十二月十九日受理

標準教育費法制定に關する請願

請願者 福島県安達郡二本松町小学校PTA内 梅沢 藤四郎外二十一万二千六百七十名

紹介議員 石原幹市郎君

義務教育費全額国库負担法が廃止されても、標準教育費の支出を義務教育の財政基礎が極めて不安定となり、義務教育費として見込まれたものでも、土木、警察その他の事業に転用される可能性が非常に大なり、標準歳入をあげ得なかつた場合には、最低限度必要とする教員数の確保が保証されなくなるばかりでなく、給與の不拂、遅延等の事態を招く結果となつて、教育の将来は憂慮に堪えないものがあるから、標準義務教育費の確保に關する單独法を制定されたいとの請願。

第二一六号 昭和二十六年一月二十二日受理

義務教育費全額国库負担に關する請願

請願者 岡山県議會議長 松田 壯三郎

紹介議員 島村 軍次君

平衡交付金制度によつては地方団体の財政力不均衡は一応解消されたといふものの地方税法の改正によつて、地方自治体の税収は、はなはだしい減収をきたしているのので税収の大半を巨額の経費を要する義務教育費に充当しな

ければならぬ必要限度を保障することが一層困難な状況に直面しているから、過渡期的地方財政の運営が正常化しその実効が立証されるまで義務教育国库負担金制度を創設せられたいとの請願。

第二一六号 昭和二十六年一月二十三日受理

教育財政確立に關する請願

請願者 茨城県那珂郡前渡村岡部本平外八万六千六百三十四名

紹介議員 結城 安次君

教育の振興は、日本再建の基盤であるが、地方税法の制定によつて、教育費は国库の裏付けを失ひ、教育は未曾有の危機に直面しているから、教育費の大幅国庫負担と義務教育費の全額無償等の教育財政確立の措置を講ぜられたいとの請願。

第二一七号 昭和二十六年一月二十三日受理

教育財政確立に關する請願

請願者 山形県米沢市住之江町山田喜枝子外四十五万三千四百五十五名

紹介議員 小林 亦治君

この請願の趣旨は、第二一六号と同じである。

第二一八号 昭和二十六年一月二十三日受理

教育財政確立に關する請願

請願者 岐阜県本巣郡一色村杉山徳次郎外七十九万八千三百八十三名

紹介議員 伊藤 修君 古池 信三君

この請願の趣旨は、第二一六号と同じである。

第二一九号 昭和二十六年一月二十三日受理

教育財政確立に関する請願

請願者 新潟県柏崎市西学校町一、六四四 川上明衛 外四十五万三千八百五十名

紹介議員 下條 恭平君 清澤 俊英君

この請願の趣旨は、第二一六号と同じである。

第二二〇号 昭和二十六年一月二十三日受理

教育財政確立に関する請願

請願者 高知県高岡郡越知町野老山四、二三三 西川 正時外二十七万二千二百五十四名

紹介議員 木内 四郎君

この請願の趣旨は、第二一六号と同じである。

第二二二号 昭和二十六年一月二十三日受理

教育財政確立に関する請願

請願者 鹿児島県薩摩郡山崎村山崎一、六三二 酒匂 千鶴外二十四万四千九百九十五名

紹介議員 佐多 忠隆君

この請願の趣旨は、第二一六号と同じである。

第二二三号 昭和二十六年一月二十三日受理

教育財政確立に関する請願

請願者 青森県三戸郡同村大字大向字泉山道 佐々木 房吉外七万名

紹介議員 工藤 鉄男君

この請願の趣旨は、第二一六号と同じである。

第二二三号 昭和二十六年一月二十三日受理

教育財政確立に関する請願

請願者 静岡県小笠原郡平田村池村 永田きよ子外四十五万九千六百七十七名

紹介議員 堂森 芳夫君

この請願の趣旨は、第二一六号と同じである。

第二二四号 昭和二十六年一月二十三日受理

教育財政確立に関する請願

請願者 鳥取県岩美郡浦富町上野竹二郎外二万二千五百名

紹介議員 中田 吉雄君

この請願の趣旨は、第二一六号と同じである。

第二二九号 昭和二十六年一月二十三日受理

職業教育法制定に関する請願

請願者 静岡県追手町三八番岡 具職業教育振興会内 阿部芳三外六名

紹介議員 杉山 昌作君

わが国の再建には産業経済の復興進展を前提条件とし、しかもその基調をなすものに職業教育の振興にあるが、わが教育界の現状は依然として普通教育偏重の傾向強く、ややもすれば職業教育軽視の方向をさえたところとしていつ

あることは誠に憂慮にたえないところであるから、この際職業教育法を制定し同教育に対する国家ならびに地方公共団体の任務を明らかにして職業教育の指導と助成の万全を期せられたいとの請願。

第二四二号 昭和二十六年一月二十三日受理

学校給食法制定に関する請願

請願者 岐阜県岐阜市美江寺町二六岐阜県学校給食会 内 松島茂善外二名

紹介議員 野田 卯一君

学校給食が実施されて以来、児童の心身発育にその効果があきらかになつてきたが、給食の種類、設備、運営等について明確な法的根拠が與えられていないため、学校給食の将来がややふまれているから、学校給食法を制定せられたいとの請願。

第二六一号 昭和二十六年一月二十三日受理

学校給食法制定に関する請願

請願者 北海道札幌市南一條西二ノ一八北海道学校給食会内 岡村威儀外一名

紹介議員 若木 勝藏君

この請願の趣旨は、第二四二号と同じである。

第二二五号 昭和二十五年十二月二十日受理

六・三制学校建築費国庫補助増額に関する陳情

陳情者 東京都港区芝西久保巴町三五全国町村会館内全国町村議会議長会内 齊藤 邦雄

平和で文化的な民族の復興、祖国の再建上、民主主義教育の確立は絶対的不可欠条件であるが、これが基礎をなすものは、実に六・三制度に基づく新教育制度の完全実施である。しかるに、このような重大なる文化的負担に對して、現実的には町村の財政力は余りにも微力であり、かつ昭和二十四年、昭和二十五年年度において成立した六・三制整備に要する国庫補助予算をもつてしても到底平常な教育水準を維持することは不可能であるから、新教育制度の見地より六・三制国庫補助の増額を實現せられたいとの陳情。

第三三三号 昭和二十六年一月二十二日受理

金沢大学に夜間短期大学設置の陳情

陳情者 石川県議會議長 島島徳次郎

国家興隆は一にかつて教育の振興にあることは言をまたないところであるが、とくにわが国の現状においては勤労青年への期待にまつところが極めて大であり、これら勤労青年の修学の熱意をたかめる上においても適切かつ有意義であるから、現在の金沢大学に夜間短期大学を併設せられたいとの陳情。

第四一〇号 昭和二十六年一月二十二日受理

博物館法案に関する陳情

陳情者 大阪市立美術館内 望月 信成

社会教育法の実施に伴う博物館法の制定が今次国会において考慮されている由であるが、同法の制定にあつては日本将来の文化社会の発展についての独自の確固たる理想とその実現に充分

な見透しをもつて、いたすらに形式に捉われず現実的な内容を盛り込まれたいとの陳情。

第六三三号 昭和二十六年一月二十四日受理

職業教育法制定に関する陳情

陳情者 京都市中京区烏丸通夷川上ル京都商工会議所会頭 中野種一郎外一名

新教育制度の実施によつて、国民に対する教育の機会均等と一般教養の向上が約束された反面、新制実業高等学校あるいは新制総合制高校の職業コースは、教員ならびに設備の分散と教育内容不十分のため、職業教育はいちじるしく弱体化された。しかるに産業貿易の振興と、経済の再建を図るためには、中堅産業人の養成が極めて重要であるから、すみやかに職業教育法を制定して職業教育を振興せられたいとの陳情。

第六五五号 昭和二十六年一月二十四日受理

義務教育費全額国庫負担に関する陳情

陳情者 徳島市福島小学校内 岡 島幹雄

義務教育費が地方行政費中に含まれ、または、地方自治体の負担となると、地方自治体の財政関係から、高給を理由として有能な教員が退職せしめられ、自治体間には、はなはだし給與の差異が生じたりして、教職員の給與が安定を欠き、教育による文化国家の再建も期待できなくなるから、義務教育費中、特に教職員給與を確実に支給するよう、全額国庫負担にせられたいとの陳情。

昭和二十六年二月十四日印刷

昭和二十六年二月十五日發行

參議院事務局

印刷者 印刷所